



# 埼玉県報

第 2920 号  
平成 29 年(2017 年)  
7 月 25 日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 埼玉県庁舎及びその敷地内で使用する電気に関する落札者等の公示（管財課）
- STEM機能付き超高分解能電界放出形走査電子顕微鏡に関する入札公告（入札課）
- （仮称）久喜都市計画事業清久工業団地周辺土地区画整理事業事後調査書の縦覧（環境政策課）
- 朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 平成 22 年度埼玉県告示第 526 号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第 1 の知事が別に定める額について）の一部を改正する告示（障害者福祉推進課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 保安林の指定の解除（森づくり課）
- 入間第一用水土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 羽生領島中領用排水路土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 川越都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 本庄都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の本社の住所の変更（建築安全課）
- 建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者が建築協定に加わる事（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 包括外部監査の結果に関する措置状況の公表（監査第一課）

# 告 示

## 埼玉県告示第八百三十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県庁舎及びその敷地内で使用する電気 契約電力3,500キロワット 予定使用電力量10,501,000キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部管財課電気施設担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成29年6月2日

4 落札者の氏名及び住所

東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

5 落札金額

176,262,970円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年4月7日

# 告 示

## 埼玉県告示第八百三十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年七月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

STEM機能付き超高分解能電界放出形走査電子顕微鏡 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 納入期限

平成30年2月28日（水）

### (4) 納入場所

埼玉県産業技術総合センター

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 深山 電話048-830-5780（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年9月26日（火）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年9月25日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年9月26日（火）午前10時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 平成29年9月26日（火）午前10時10分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額

を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成29年9月8日（金）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成29年8月7日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付

すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第2条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Ultra-high Resolution Field Emission Scanning Electron Microscope With  
STEM, One Complete Set

(2) Place and Date/Time Tendering and Bid Opening Will Be Held:

Place: Bidding Services Division,  
Department of General Affairs  
Saitama Prefectural Government  
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-9301  
Japan

Date/Time: Tuesday, September 26, 2017, 10:00 a.m.

(3) Mailing Address and Deadline for Submissions (Registered Mail Only):

Address: General Affairs・Supplies Procurement Group,  
Bidding Services Division  
Department of General Affairs  
Saitama Prefectural Government  
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-9301  
Japan

By Registered Mail: Must be received by 5:00 p.m., Monday, September  
25, 2017

In Person: Must be received by 10:00 a.m., Tuesday, September 26, 2017

# 告 示

## 埼玉県告示第八百三十七号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第三十条の二第二項の規定により、久喜市から久喜市の区域内において行われた（仮称）久喜都市計画事業清久工業団地周辺土地区画整理事業について環境影響評価事後調査書の提出があったので、同条例第三十条の三の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年七月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県東部環境管理事務所

久喜市建設部都市計画課

加須市環境安全部環境政策課

白岡市市民生活部環境課

### 二 縦覧の期間

平成二十九年七月二十五日（火）から平成二十九年八月二十五日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

## 告 示

### 埼玉県告示第八百三十八号

朝霞市から朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十九年七月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告示

## 埼玉県告示第八百三十九号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十六号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第一の知事が別に定める額について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年七月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

表ツベルクリン反応検査及び予防接種の項金額の欄中「五、〇五〇円」を「四、九三〇円」に改め、同項中

経口生ポリオ	一回につき
不活化ポリオ	一回につき

三、四〇〇円	を「不活化ポリオ	一回につき
九、三〇〇円		

〇円」に改める。

# 告示

## 埼玉県告示第八百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年七月二十五日

埼玉県知事 上田清司

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ビバモール本庄計画

埼玉県本庄市中央二丁目千五百九十五番二外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社アセットソリユーション 代表取締役 石井信昌

東京都中央区銀座一丁目六番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

#### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十年三月一日

#### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一万九千八百八十一平方メートル

#### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一五二三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五六八台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 二四八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 八四立方メートル

#### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社LIXILビバ 午前六時から午後九時三十分

未定五者 午前九時から午後十時

未定一者 午前九時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場①②③ 午前五時三十分から翌午前零時三十分

駐車場④⑤ 午前九時から午後五時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 七か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十九年六月二十九日

二 縦覧期間

平成二十九年七月二十五日から平成二十九年十一月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年七月二十五日から平成二十九年十一月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第八百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年七月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ越谷レイクタウン店

埼玉県越谷市レイクタウン九丁目二番地二

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）ケーズデンキ越谷レイクタウン店

埼玉県越谷市レイクタウン九丁目二番の一部

（変更後）ケーズデンキ越谷レイクタウン店

埼玉県越谷市レイクタウン九丁目二番地二

#### ハ 変更年月日

平成二十八年二月二十四日

#### ニ 届出年月日

平成二十九年七月十一日

#### 二 縦覧期間

平成二十九年七月二十五日から平成二十九年十一月二十五日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十九年七月二十五日から平成二十九年十一月二十五日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

## 埼玉県告示第八百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年七月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
埼玉県入間郡毛呂山町大字旭台一〇九の二
- 二 保安林として指定された目的  
耕地の防風
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

# 告 示

## 埼玉県告示第八百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十九年七月二十日認可した。

平成二十九年七月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

入間第一用水土地改良区

二 事務所の所在地

毛呂山町

# 告示

## 埼玉県告示第八百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十九年七月二十日認可した。

平成二十九年七月二十五日

埼玉県知事 上田清司

### 一 名称

羽生領島中領用排水路土地改良区

### 二 事務所所在地

加須市

## 告 示

### 埼玉県告示第八百四十五号

日高市から川越都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年七月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第八百四十六号

本庄市から本庄都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年七月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告示

## 埼玉県告示第八百四十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年七月二十五日

埼玉県知事 上田清司

委任 番号	指定構造 計算適合 性判定機 関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
埼玉 県知 事第 十号	ビューロ ーベリタ スジャパ ン株式会 社	住 所	神奈川 県横 浜市 中区 山下 町一 番地	神奈川 県横 浜市 中区 山下 町二 十二 番地	平成二 十九 年八 月一 日

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十五条の二第二項の規定による意思の表示があったので、次のとおり公告する。

平成二十九年七月二十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

#### 一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第十次建築協定

二 建築協定への加入者の住所及び氏名（法人にあたっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目四番九号 小川 静

三 建築協定への加入に係る土地の区域

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目千五百十五番四百七十九

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年七月二十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

#### 一 許可番号

平成二十九年七月六日

指令越建セ第二九〇〇〇一一号

#### 二 検査済証番号

平成二十九年七月二十日

越建セ第一四九一一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛四百三十六番十一、四百三十六番十二、四百三十六番十三、四百三十六番十四、四百三十六番十五、四百三十六番十六、四百三十六番十七、四百三十六番十八、四百三十六番十九、四百三十六番二十

幸手都市計画事業宮代町道仏土地区画整理事業施行地内五十街区二―四、五十街区二―五、五十街区二―六、五十街区二―七、五十街区二―八、五十街区二―九、五十街区二―十、五十街区二―十一、五十街区二―十二

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県久喜市久喜中央一―一―二十 久喜駅桧家ビル六階

株式会社桧家住宅 代表取締役 荒井 孝子

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第十一号

埼玉県包括外部監査人が実施した平成二十八年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年七月二十五日

埼玉県監査委員 山 本 光 紀

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 岩 崎 宏

埼玉県監査委員 石 井 平 夫

平成28年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：病院事業（県立4病院及び総合リハビリテーションセンター）における財務事務の執行及び経営に関する事業の管理について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
<p>年度末における未収金の内容確認及び残高の修正について</p> <p>【報告書 81 ページ】</p>	<p>【指 摘 1】年度末における未収金の内容確認及び残高の修正について</p> <p>未収金は、年度末においてその残高の内訳及び未収金集計表等の管理台帳残高と財務オンラインシステム残高との一致を確認すべきである。</p> <p>また、未収金集計表等の管理台帳残高と財務オンラインシステム残高との間に差異が生じている場合で、差異原因の特定が困難なものは、医業未収金については未収金集計表等管理台帳に合わせ、財務オンラインシステムの残高を修正し、医業外未収金については財務オンラインシステムに合わせ管理台帳の残高を修正すべきである。</p>	<p>指摘の趣旨を踏まえ、未収金管理の手順を定めたマニュアルを平成29年6月に整備した。</p> <p>マニュアルでは、今まで特段定めが無かった未収金の管理に関する手順や月末及び年度末における未収金集計表等の残高と財務オンラインシステムの残高との確認手順を定めた。</p> <p>同マニュアルに基づき、残高の確認及び差異が生じた場合の原因特定を徹底し、残高の差異が生じないよう未収金管理に努めていく。</p>	<p>がんセンター 小児医療センター</p>